



・本学の学生（学部生・大学院生）は誰でも利用できます。学習面、学生生活での困りごとがあれば、お気軽に訪問してください。

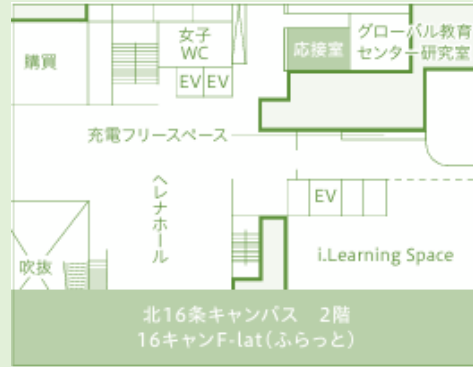
・費用はかかりません。

・必要に応じて、他の機関をご紹介します。

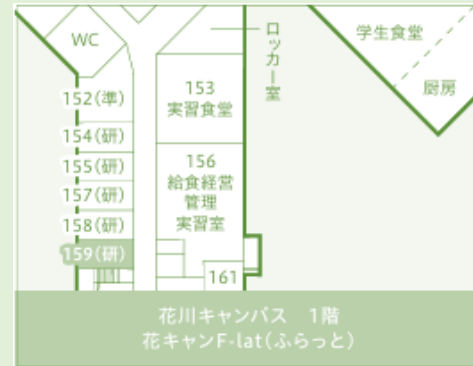
・相談内容の秘密は厳守します。

プライバシーの保護について

相談によって得た個人情報は、相談者ご本人の同意なくお名前やカウンセリングの内容等について、学生相談室の関係者以外の第三者に開示・漏洩することはありませんので、安心してご利用ください。ただし、自傷や他害等のおそれがある場合、その他法による定めがある場合は、学内外の適切な機関や関係者に連絡のうえ、連携を図ることがあります。



16キャンF-lat（ふらっと）



花キャンF-lat（ふらっと）

住所

北16条キャンパス

〒001-0016

札幌市北区北16条西2丁目

花川キャンパス

〒061-3204

石狩市花川南4条5丁目

藤女子大学 学生相談室

—F-lat（ふらっと）—

（障がい学生支援や合理的配慮、
学修支援について）



2025年度
相談のしおり

障がい学生支援について

本学では、障がいや疾病を理由に修学を諦めることのないよう、すべての学生に公平な機会を確保できるよう合理的配慮を行っています。学生生活を送るなかで困難なことがある場合は相談してください。

合理的配慮とは

合理的配慮とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの（※文部科学省HPより）」と定義されています。本学の教育の本質となる授業内容や評価基準などを変更しない範囲で調整し、個別に必要な合理的配慮を行います。

北16条キャンパス

学生課 011-736-5720

花川キャンパス

学生課 0133-74-7045

合理的配慮の流れ

障がいや疾病により、授業などにおいて合理的配慮を希望する方は、申請が必要です。

1. まずは各キャンパスの学生課に直接お越しいただくか、またはお電話でご連絡ください。
2. 学生支援コーディネーターとの面談を行います。学生支援コーディネーターは、修学面における悩みや課題を抱える学生の修学目標や学習面、困り事に応じて相談や調整を行う専門家です。面談では、現在の状況についてお聞きし、実施可能な合理的配慮の内容を一緒に考えます。（その際に医療機関からの診断書が必要になります）
3. 障がいや疾病の特徴、学内の事情等を鑑み、学生支援コーディネーターが支援のための所見を作成します。
4. 支援所見をもとに合理的配慮申請書を作成し、ご本人の合意を得たうえで手続きを進めます。
5. 教務部委員会の承認を受けて、合理的配慮が開始されます。
6. 合理的配慮の期間内は、年に1～2回学生支援コーディネーターとの面談を行い、現状の確認を行います。

開室時間と場所

それぞれのキャンパスで、授業日の以下の時間に開室します（※夏季・冬季休業中は閉室となります）。

●北16条キャンパス

2階 16キャンF-1at（ふらっと）

木曜日 13:30～17:00（加藤）



●花川キャンパス

1階 花キャンF-1at（ふらっと）

木曜日 9:00～12:00（加藤）

